

令和6年 第6回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和6年 4月17日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和6年 第6回 教育委員会会議 議事

○議 案

議案第11号 四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について …… P 3/29

○報 告

令和6年度教育委員会主要課題について …………… P 9/29

本市におけるいじめ事案について…………… 別冊

議案第11号

四日市市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

四日市市教育支援委員会条例（平成20年条例第11号）第3条の規定に基づき、
次の25名を四日市市教育支援委員会委員に委嘱又は任命する。

令和6年4月17日提出

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

小 嶋 玲 子
有 馬 治 美
貝 沼 圭 吾
福 井 宣 行
川 森 薫
鈴 木 律 子
鍋 谷 淳 子
田 中 小 夜 子
川 上 文 香
奥 山 泉
富 田 美 香
北 保 絵 美
保 井 香 織
村 山 久 子
山 下 優 子
藪 田 敦 子
吉 村 里 代
辻 本 博 信
渡 辺 厚 司
山 下 昌 子
水 谷 公 紀
森 千 佳
佐 藤 敦 子
岡 本 夏 紀
服 部 由 香

（発令者） 四日市市教育委員会

（任 期） 令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

<議案参考資料>

令和6年度四日市市教育支援委員会

根拠法令：四日市市教育支援委員会条例

任 期：令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

定 数：25名以内

(敬称略)

No.	氏 名	役職・団体名等	備 考
1	小 嶋 玲 子	名古屋柳城短期大学 教授	再任
2	有 馬 治 美	四日市医師会（小児科医）	再任
3	貝 沼 圭 吾	四日市医師会（小児科医）	再任
4	福 井 宣 行	四日市市立小学校長会代表（河原田小学校長）	
5	川 森 薫	四日市市立中学校長会代表（笹川中学校長）	
6	鈴 木 律 子	特別支援学校担当教員（西日野にじ学園教頭）	
7	鍋 谷 淳 子	特別支援学校担当教員（北勢きらら学園教諭）	再任
8	田 中 小夜子	通級指導教室言語担当教員（富田小学校教諭）	再任
9	川 上 文 香	通級指導教室情緒等担当教員（中部西小学校教諭）	
10	奥 山 泉	通級指導教室情緒等担当教員（常磐小学校教諭）	再任
11	富 田 美 香	通級指導教室情緒等担当教員（八郷小学校教諭）	
12	北 保 絵 美	通級指導教室情緒等担当教員（桜中学校教諭）	再任
13	保 井 香 織	地域特別支援教育コーディネーター（大谷台小学校教諭）	再任
14	村 山 久 子	地域特別支援教育コーディネーター（羽津小学校教諭）	再任
15	山 下 優 子	地域特別支援教育コーディネーター（桜小学校教諭）	再任
16	藪 田 敦 子	地域特別支援教育コーディネーター（桜台小学校教諭）	再任
17	吉 村 里 代	地域特別支援教育コーディネーター（塩浜小学校教諭）	再任
18	辻 本 博 信	地域特別支援教育コーディネーター協力員（日永小学校教諭）	再任
19	渡 辺 厚 司	地域特別支援教育コーディネーター協力員（大矢知興譲小学校教諭）	
20	山 下 昌 子	地域特別支援教育コーディネーター（富田中学校指導教諭）	再任
21	水 谷 公 紀	地域特別支援教育コーディネーター（中部中学校教諭）	再任
22	森 千 佳	地域特別支援教育コーディネーター協力員（南中学校教諭）	再任
23	佐 藤 敦 子	四日市市立園 園長	
24	岡 本 夏 紀	四日市市あけぼの学園 主幹 作業療法士	再任
25	服 部 由 香	保育幼稚園課 副参事兼課長補佐兼指導係長	再任

＜議案参考資料＞

四日市市教育支援委員会	
活動内容	障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をする。
協議事項	① 就学予定児童の就学先の判断 ② 通常学級から特別支援学級、特別支援学級から通常学級への転籍の可否の判断 ③ 小中学校から特別支援学校、特別支援学校から小中学校への転学の可否の判断 ④ ①～③の望ましい支援のあり方について、各学校へ通知した。
開催頻度	年間5回実施

○四日市市教育支援委員会条例

平成 20 年 3 月 25 日

条例第 11 号

(設置)

第 1 条 障害又は発達に課題のある児童、生徒及び幼児(以下「障害のある児童生徒等」という。)の就学及びその後の一貫した教育的支援について調査及び審議をするため、本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による四日市市教育支援委員会(以下「支援委員会」という。)を置く。

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 支援委員会は、四日市市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

- (1) 障害のある児童生徒等の就学に関する事項
- (2) 障害のある児童生徒等の教育的支援に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、障害のある児童生徒等に関して必要と認められる事項

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(組織)

第 3 条 支援委員会は、委員 25 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 児童福祉施設職員
- (4) 特別支援学級設置小中学校校長
- (5) 市内小中学校教員
- (6) 特別支援学校教員
- (7) 四日市市教育委員会事務局職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 支援委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、支援委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員長は、支援委員会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 支援委員会には、第 2 条各号の規定による事項を調査及び審議するため部会を置くことができる。

2 部会には、第 3 条に規定する委員のほか、必要に応じて専門の知識を有する者のうちから、教育委員会の委嘱又は任命により、部会の委員を置くことができる。

3 部会には部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

4 部会長は、部会の議事その他の事務を処理する。

(庶務)

第 8 条 支援委員会の庶務は、四日市市教育委員会事務局において処理する。

(一部改正〔平成 30 年条例 61 号〕)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年四日市市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 30 年 12 月 25 日条例第 61 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年四日市市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○四日市市教育支援委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市教育支援委員会条例（平成20年四日市市条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 条例第6条に規定する会議及び次条に規定する部会の会議は、公開しないものとする。

(部会)

第3条 条例第7条に規定する部会及び部会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査・協議部会 幼児、児童及び生徒の就学に関する相談及び障害その他発達上の課題等の調査を行い、就学及びその後の一貫した教育的支援について協議すること。
- (2) ケース検討部会 専門の知識を必要とする相談ケースの検討を行うこと。
- 2 各部会の会議は、必要に応じ、各部会長が招集する。
- 3 各部会長は、部会において調査、協議した事項について、その結果を四日市市就学教育支援委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会定例会 資料

「令和6年度教育委員会主要課題について」

目 次

教育総務課	P 1 ～ 3
1 学校規模等適正化計画の推進（小規模校への支援）	
2 第4次四日市市学校教育ビジョンの中間見直し	
3 教育施策の広報の推進	
4 四日市市奨学金支給事業 ※推進計画事業	
教育施設課	P 4 ～ 7
1 橋北小学校改築整備事業に向けた学校施設整備のあり方について ※推進計画事業	
2 学校給食室・保健室等空調設備整備事業 特別教室、体育館への空調設備整備について ※推進計画事業	
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	
4 小中学校におけるエレベーターの整備、小荷物昇降機の更新について ※推進計画事業	
学校教育課	P 8 ～ 9
1 学校業務サポート事業 ※推進計画事業	
2 教職員不足への対応	
3 小中学校給食事業	
指導課	P 10 ～ 11
1 新教育プログラム事業 ※推進計画事業	
2 民間プール活用事業(新教育プログラム「体力向上プログラム」) ※推進計画事業	
3 部活動サポート事業 ※推進計画事業	
4 チーム学校推進について ※推進計画事業	
教育支援課	P 12 ～ 13
1 四日市市GIGAスクール構想の推進	
2 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	
3 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	
人権・同和教育課	P 14 ～ 15
1 メディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進 ※推進計画事業	
2 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	
3 地域と学校の連携・協働体制構築事業	
図書館	P 16 ～ 17
1 新図書館を含む中心市街地拠点施設整備事業について ※推進計画事業	
2 自動車文庫について	
3 図書管理システムの更新とICタグの導入	
博物館	P 18 ～ 19
1 天文系の業務見直しについて	
2 市史資料庫の今後について	
3 改正博物館法施行に伴う登録博物館への再登録について	
4 施設整備改修について	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 学校規模等適正化計画の推進 (小規模校への支援)	【概要】 学校規模等適正化計画に基づき、全市的な学校規模等適正化に向けた取組みを進めるとともに、検討対象校となっている小中学校の保護者や地域関係者、学校関係者とともに、教育環境の充実に向けて検討を進める。 【課題】 全国的な少子化が進む中、本市においても児童生徒数に減少傾向が見られるとともに、小規模化が認められている。令和5年度児童生徒推計値において、小学校では5校、中学校では3校が小規模化に伴う検討対象校となった。 検討対象校においては、小規模、少人数の特色を活かした活動や地域におけるこれからのまちづくりを担う人材育成や世代間交流などを行うなど、多様な見方や考え方に触れる機会や社会性の醸成などの課題の緩和に向けた取組みを進める必要がある。とくに、水沢小学校においては、児童推計において令和15年には全校児童数が62人となることから、良好な教育環境の充実させる手立てが必要となっている。 また、2040年以降、学校施設の改築ラッシュを控えていることから、学校のあり方について考え方や方針について検討を行う必要がある。 【今後の対応】 ○多様な見方や考え方に触れる機会の充実のため、昨年度に引き続き、小規模校アシスト事業として、合同交流授業や遠隔授業を実施する。加えて、中学校においては、これからのまちづくりを担う人材育成や世代間交流のため、各校の特色を活かす教育活動展開のための支援を行う。 ○水沢小学校への小規模特認校制度の導入に向け、入学・転入児童の募集や学校見学や体験を実施するとともに、特色のある学校教育活動の展開に向け、備品等の配備やカリキュラム作成に向けた支援等を行う。制度導入や運用については、他課、他部局との連携を密にしながら進める。 ○全市的な学校規模等適正化について、中・長期的な学校のあり方の検討を行う。	教育総務課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 第4次四日市市学校教育ビジョンの中間見直し	【概要】 令和4年度に第4次四日市市学校教育ビジョンがスタートしてから3年目となる。コロナ禍での教訓を踏まえた、誰一人取り残さない”学びの保障”やこれからの社会を生き抜くための”非認知能力の育成”の2つの考え方を基盤に、5つの基本目標、3つの重点施策、28の施策で構成され、夢と志を持ち、未来をつくるよっかいちの子どもの育成をめざす。 【課題】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大、少子化による人口減少社会（Society5.0）や超スマート社会の到来、持続可能な社会を実現するための開発目標（SDGs）に対する取組等、社会情勢の急速な変化による課題への対応が必要とされるなど、教育を取り巻く状況が大きく変容してきている。また、国の第4期教育振興計画では、グローバル化する社会の持続的発展に向けて学び続ける人材の育成や誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す教育の推進、地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、教育DXの推進、計画の実効性確保のための基盤整備といった基本的な方針が打ち出された。 このような状況を踏まえ、本市学校教育ビジョンにおいても、現状を踏まえたうえで、施策や取組等の更新を行う必要がある。 【今後の対応】 ＜4～8月＞ 本市施策の点検・評価報告書及び学校教育白書による現状及び課題の認識 現状及び課題を踏まえた重点施策（新プロ、GIGA、働き方）及び個別施策や取組の見直し ＜9月～12月＞ 第4次四日市市学校教育ビジョン改訂版の編集及び調整 ＜1月～3月＞ 第4次四日市市学校教育ビジョン改訂版の周知	教育総務課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 教育施策の広報の推進	【概要】 第4次四日市市学校教育ビジョンに位置付けた教育施策等の取組について、令和6年度から運用を開始する四日市市教育委員会ホームページにおいて、市民や保護者、県内外など多くの方に向けて情報をわかりやすく発信する。 【課題】 令和6年度4月からスタートした教育委員会ホームページでは、新着情報や注目情報、バナーなど、各所属の施策等に係る取組について、情報発信を行うことができることから、日ごろから各所属や学校現場、付属施設等の実践などの情報収集に努めるとともに、その情報をわかりやすく発信する必要がある。加えて、閲覧する側が、本市の教育に係る知りたいことに、容易にアクセスすることができるよう工夫を行う必要がある。 【今後の対応】 四日市市教育委員会ホームページについて、4月～5月の運用開始時における各所属の運用状況や課題等を共有し、今後の効果的な運用に活かす。また、年間を通して各所属担当職員と緊密に連携し、適宜、新着情報や注目情報、バナーの新規作成や更新に努め、積極的な情報発信を行っていくことで、知りたい情報に近づきやすく、多くの方に見てもらえるホームページを目指す。	教育総務課
4 四日市市奨学金支給事業 ※推進計画事業	【概要】 子育て家庭の経済的負担を軽減し、意欲ある学生が希望する進学先に進めるよう、経済的理由から修学が困難な高校生、大学生等を対象とした奨学金を支給する。また、一定の要件を満たした場合返還免除とすることで、卒業後の定住促進にもつなげていく。 【課題】 ・令和7年度奨学生の採用（令和6年12月に募集予定）は当初の制度設計どおり50名での実施を予定しているが、長引く物価高騰への対策等により追加が必要な状況と判断されれば、補正予算対応を行うこととなる（R6予算で執行するR7奨学生の入学支度金部分。令和4年度の制度開始以降、コロナ禍・物価高騰対策のため、続けて定員枠を100名（50名追加）としている。） ・令和6年度より支給終了者の返還が本格的に開始となるため、確実に通知・案内等を行い、貸与部分の返還収納のほか、要件に応じた免除・猶予の対応を適切に行っていく。 ・令和3年度まで任意団体（四日市市奨学会）で実施していた奨学金の返還収納（滞納整理を含む）について、定期監査で指摘を受けたこともあり、より着実に取り組んでいく必要がある。 ・令和7年度にかけて全庁的に取り組むシステム標準化に対応するため、必要な事項についてデジタル戦略課からの情報提供も受けながら遅滞なく進める必要がある。 【今後の対応】 ○奨学生募集 ・令和7年度奨学生募集に向けた中学、高校への奨学金制度の周知、チラシ等の配布（9月～） ・令和7年度奨学生募集、選考、入学支度金の支給（12月～） （令和6年度奨学生はほぼ予算上限に近い状況であり（高校等70人、大学等34人）、追加募集は行わない見込み）	教育総務課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 橋北小学校改築整備事業に向けた学校施設整備のあり方について ※推進計画事業	【概要】 令和7年度から基本設計を開始する橋北小学校改築整備事業に向け、今後の施設整備水準のあり方について検討を行うと共に、改築に向けた基本計画を策定する。 【課題】 橋北小学校の改築は、建築後70年を経過した校舎の初めての改築であり、今後続いていく学校改築を念頭に、プールや給食室のあり方を含め、児童生徒数に見合った校舎規模や分散している校舎を一体化することで敷地の有効活用を図るなど、新しい時代の学びを実現する学校施設における整備水準について、エコスクールの概念も含めて整理する必要がある。 加えて、学校からの要望として、校舎における児童や教職員を含めた施設利用者の利便性の向上はもとより、増加する保護者の送迎などの駐車スペースとして、屋外においても一定の空間を必要とするなど、敷地全体の有効活用を図ることが求められている。 また、環境面については、脱炭素社会に向けた事業展開として、太陽光発電設備の設置に加え、エコスクールのさらなる推進に向けて、校舎のZEB化を満たす仕様を採用するなど、様々な手法について検討を行う必要がある。 【今後の対応】 橋北小学校の改築について、対象は校舎のみであるが、プールや給食室のあり方などの施設の課題も含め、これからの学校施設の整備水準について教育委員会内で議論を深める。なお、例年、7月頃に営繕工務課へ営繕計画作成（令和6年度は、設計業務委託料の積算）依頼を行うことから、早期に基本計画を策定する必要がある。 また、校舎のZEB化については、高花平小学校の新校舎をモデルに、ZEBの基準をクリアするための仕様や事業費を算出するための委託業務を行う。	教育施設課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
2 学校給食室・保健室等空調設備整備事業 特別教室、体育館への空調設備整備について ※推進計画事業	【概要】 小中学校の空調については、これまで推進計画事業に位置付け、段階的に整備してきた。 近年の整備状況としては、普通教室をP F I 事業で令和2年度から全小中学校で供用を開始し、給食室においてはリース方式にて整備を行い、令和5年9月から供用開始をしている。 また、保健室等の更新については、新たなP F I 事業として、令和5年度に事業者と契約を行い、令和6年度中に整備を完了するべく、設計及び施工準備を進めている。 一方で、特別教室の一部（理科室、家庭科室など）や、屋内運動場、武道場においては、空調が未整備である。	教育施設課
	【課題】 平成20年度以前に保健室、職員室、校長室等に整備した既設の空調の更新等について、令和5年12月にP F I 事業者と契約を締結した。工事は大半の学校を対象としており、工事ボリュームも大きく、学期中も含めて実施する予定であることから、児童生徒等の安全に配慮をしながら、学校運営に支障を来さないように、工事を進める必要がある。 また、空調が整備されていない特別教室への整備は、庁内調整においてリース方式にて進めることとなったことから、対象室の再確認を行うとともに、仕様書の作成などを進める必要がある。 一方で、体育館や武道場への空調整備は、体積が大きいことから、事業費が高額になることや、空調方式や断熱性能など、多くの検討課題がある。	
	【今後の対応】 保健室等の空調の更新については、学校運営に支障を来さないよう、各校と施工時期や安全対策などの調整を行いながら進める。 特別教室の空調整備については、令和7年度の早期に事業者との契約を行い、令和8年度中の整備完了を目指すべく、令和6年度は詳細な事業スケジュールの検討や仕様書の作成を進める。 体育館への空調整備については、他都市の先行事例や国の支援制度も参考にしながら、引き続き 実現に向けた課題整理を進めていく。	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 小中学校校舎等整備事業 ※推進計画事業	【概要】 四日市市学校施設長寿命化計画に基づき、小中学校の校舎、体育館等において、大規模、長寿命、保全改修工事を行う。 ＜令和5～6年度 設計＞ 三重北小（校舎、体育館、給食室）、県小（校舎、体育館、給食室）、羽津北小（校舎、体育館、給食室）、塩浜小（校舎）、楠中（校舎）、桜中（校舎、体育館、武道場） ＜令和5～6年度 工事＞ 三重西小（校舎）、川島小（校舎）、常磐西小（校舎）、八郷西小（校舎）、日永小（校舎）、中部中（校舎） ＜令和6年度 工事＞ 八郷西小学校（体育館） ＜令和6～7年度 設計＞ 中央小（校舎、体育館）、中部中（校舎）、浜田小（校舎） ＜令和6～7年度 工事＞ 三重北小（校舎、給食室）、県小（校舎、給食室）、楠中（校舎）、桜中（校舎）、川島小（校舎）、羽津北小（校舎、給食室）、塩浜小（校舎）	教育施設課
	【課題】 高度経済成長時代に大量に建設された学校施設の老朽化に対して、対症的な事後保全型の管理から計画的な予防保全型の管理に転換し、安全、安心、快適な教育環境を継続的に確保することを目的に、計画を定めている。 今後、当面の間は年7～8校程度の改修工事を行うとともに、設計についても、次年度の工事に向け、同数程度の発注を行う必要がある。 これらの事業の進捗に合わせて、各校の改修範囲における仕様の選定、施工にあたっての学校との調整、予算要求、補助金の申請業務、議案の資料作成など、対象校が多くなっていることから、各業務量が増大している。 また、令和6年度より、建設業における週休二日制や残業規制が本格実施となるため、夏休み期間中に施工可能な工事量が減少することとなり、必要な工事期間（年度）が、ますます長期化（複数年化）することとなる。 【今後の対応】 各校の校舎や体育館などの改修範囲における劣化状況を確認し、過去の工事履歴や、今後の改修や改築の予定を元に、それぞれの建物の劣化状況に応じて、適切な改修仕様の選定を行うとともに、工事中の学校運営に与える影響などを、学校や営繕工務課と共有し、効率的かつ効果的な設計施工につなげていく。 また、建設業における週休二日制等の実施を踏まえ、学校施設整備計画の見直しを行う。	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
4 小中学校におけるエレベーターの整備、小荷物昇降機の更新について ※エレベーター整備については推進計画事業	【概要】 エレベーターが設置されていない小学校への整備について、校舎改築の計画や既設小荷物昇降機の使用年数などを踏まえた上で、基本構想を策定すると共に、老朽化した既設小荷物昇降機の更新をリース方式にてを行う。 【課題】 小中学校におけるエレベーターの設置を含めたバリアフリー化の推進については、これまでも文部科学省から再三の通知が発出されている。また、関係団体からもインクルーシブ教育の推進とともに、エレベーターの設置を進めていくように要望を受けている。 本市の小中学校におけるバリアフリー化については、校舎や体育館へのスロープの整備や、校舎へのバリアフリースイールの設置については、全校で整備を終えている。 一方で、エレベーターの設置については、これまで校舎の改築時に整備を行ってきたことに加えて、令和2～4年度においては、中学校給食の実施により、食缶を各教室へ運搬する必要性から、全中学校の普通教室棟を中心にエレベーターを設置してきた。しかしながら、小学校の多くの校舎や、中学校における特別教室棟は未整備である。 また、小学校には給食運搬のための小荷物昇降機が設置されているが、多くの学校において、更新周期である30年を超過していることから、学校運営に支障を来さないように、早急に更新を行う必要がある。 【今後の対応】 エレベーターについて、今後30年以上使用する校舎の小荷物昇降機は、エレベーターとして再整備する（10校10台）ため、令和6年度には、設置位置や設置に係る法的検討、既存不適格対応、配管切り回し等の工事ボリュームを整理するための、基本構想業務委託を行う。 また、小荷物昇降機の更新については、令和6～7年度中に21校26台の更新を、リース方式で行う。令和6年度の早期に事業者との契約を行い、現場調査や設計を進めながら、学校側とも施工時期や安全対策等の調整を行う。工事については、令和6年の夏頃に着手し、令和7年秋頃までにすべての更新を終える予定としている。多くの学校を対象としており、空調整備と同様に学期中も含めて施工する予定であることから、学校運営や児童等の安全に配慮をしながら、更新を進めていく。なお、1校あたりの施工期間は1ヶ月程度であり、工事期間中における上階への給食運搬についても、リース事業者にて対応する仕様とする。	教育施設課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 学校業務サポート事業 ※推進計画事業	【概要】 教職員の働き方改革のさらなる推進のため、教員の業務改善の意識を高めるとともに、学校事務の効率化を進めていく。 【課題】 時間外労働時間の月平均値は30時間に近づきつつあるが、頭打ちの状況である。意識改革にとどまらず、仕組みや環境、組織を変えていくことで、働きやすい職場づくりを推進する必要がある。 【今後の対応】 労働安全衛生体制をベースにした、学校の主体的取り組みを促す伴走支援を行う。具体的には、本市業務改善アドバイザーの妹尾昌俊氏を活用した学校訪問、労働安全衛生委員会を開催する。 また、働きやすい職場づくりを推進するため、部活動の在り方や勤務時間外の電話対応、学校業務アシスタントの効果的な活用方法についても、課を横断した連携・協議を実施し、教職員が健康に働ける環境整備を行う。	学校教育課
2 教職員不足への対応	【概要】 全国的な教職員不足が大きな問題となる中で本市においても教職員不足は深刻な状況である。その解消・緩和に向けて取り組みを行う。 【課題】 本市の教職員不足による学校への影響は主に以下の点がある。 ・市独自の小1、中1における30人学級編制による学級増ができない。 ・少人数加配を活用しての過密学級の解消も一部出来ていない。 ・年度途中での産育休者、病休者の講師補充は極めて困難である。 ・短時間勤務者が多く、午後から職員が手薄になる学校がある。 【今後の対応】 教職員不足解消のために以下の対応を行う。 ・新規採用者の本市への十分な配置数を県へ強く要望する。 ・講師確保のために、昨年度に引き続き「ペーパーティーチャーセミナー」を開催する。 ・教員免許や資格の有無に関わらない、子どもたちの教育活動を支える人材の積極的な活用の推進を図る。具体的には、小1における30人学級編制対象校に、児童支援を行う人材（大学生等）の配置を検討していく。 ・年2回、県内外の大学を訪問し、学生の本市への講師登録への依頼を行うとともに、オンラインでの講師登録・面接も実施する等、効率的・効果的な任用事務に努める。	学校教育課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項		内 容	担当課
3	小中学校給食事業	【概要】 急激な物価上昇が続く中、小中学校給食の食材料費を圧迫しているため、令和5、6年度は物価上昇分を公費で負担している。	学校教育課
		【課題】 ・小中学校の給食費について、物価高騰が続く中、物価上昇分について公費負担しており、令和6年度は給食費の約18%（およそ2.4億円）の予算を確保している。令和7年度については、このまま公費負担を継続するか、給食費の値上げに踏み切るか判断が必要となっている。 ・給食費の未納者が増えており、催告業務等の対策が必要となっている。	
		【今後の対応】 ・給食費の値上げの時期について庁内での協議を進める。 ・新たな取り組みとして滞納者や口座振替で残高不足になっている保護者に対し、SMSを配信し給食費の納付を促進すると共に、滞納を未然に防ぐ対策を行う。	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 新教育プログラム事業 ※推進計画事業	【概要】 就学前～小学校～中学校の期間において、目指すべき子どもたちの姿を、6つの柱として系統的に整理し示す（プログラム）ことで、教育的効果を高める。 【課題】 本市総合計画、現行学習指導要領がそれぞれ5年程度経過する中、その趣旨に沿った新教育プログラムの学校への浸透は一定進んだ。一方、社会情勢においては、コロナ禍を経て発行当時から変化し、本施策の更新が必要である。変化の激しい社会の中で未来を切り拓いていくためには、学力・体力などの認知能力に加え、非認知能力の育成がより重要となっている。そこで、非認知能力の育成も取り込んだ「改訂新教育プログラム」の作成が必要である。 【今後の対応】 新教育プログラムの更新 新教育プログラムに、非認知能力の育成を位置づける。6つの柱の中心を「キャリア形成プログラム」として、他のプログラムと関連させながら、非認知能力の育成を図る。具体的には、キャリア教育を中心に育成する「4つの基礎的・汎用的能力」を「四日市市で育む非認知能力」として整理し、キャリアパスポート推進校において実践・検証し、得られた成果等を市内に発信する。 「読解力育成プログラム」「論的思考力育成プログラム」「英語によるコミュニケーション能力育成プログラム」「体力・運動能力向上プログラム」の内容的な充実を図るとともに、「地域への愛着育成プログラム」は「持続可能な開発を担う人材育成プログラム」とし、キャリア発達を発揮する場として、さらなる充実を図る。 リテラス論理言語力検定と全国学力・学習状況調査の相関関係を調査研究する。その中で、各教科等の指導の際の、言語能力や情報活用能力（学習の基盤となる資質・能力）の育成の視点を明らかにし、授業改善の参考資料とする。	指導課
2 民間プール活用事業(新教育プログラム「体力向上プログラム」) ※推進計画事業	【概要】 学校で水泳を学ぶ意義として命を守る安全教育としての役割がある。学校プール施設の老朽化への対応を踏まえ、全ての児童に水泳に係る学びの機会を保障し、持続可能な学校の水泳指導を実現していくため、民間プール施設を活用した水泳指導の可能性について検証する。 【課題】 民間プール施設の活用を拡大するにあたり、水泳指導の在り方も含めた調査研究を進め、長期的展望について整理し、具体的なロードマップを示す必要がある。 【今後の対応】 令和6年度以降は、それまでの実施校に加えて、学校プール施設の築年数や、民間施設への移動の可能性等を考慮したうえで、実施拡大の検討をしていく。その後の見通しについては、令和6年度の調査結果も踏まえ、さらに民間施設の拡大を図るとともに、本市における学校プールの在り方に関する展望を示す。	指導課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 部活動サポート事業 ※推進計画事業	【概要】 休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築することや、少子化の中で持続可能で多様な環境を一体的に整備することを目的とし、令和5年度から令和7年度にかけて、部活動指導員の拡充や総合型地域スポーツクラブとの連携、各競技種目における拠点型活動の推進をすすめ、中学生の休日活動の場を創出するとともに、調査等を通して本市の実情に応じた活動となるよう「部活動在り方検討会」を中心に議論を進める。 【課題】 受け皿となるスポーツや文化団体等の把握、会場の確保、地域指導者の確保が難しい。 各団体において、コーディネーター的役割の方の事務処理業務の負担が大きい。 教育委員会とシティプロモーション部、スポーツ協会との連携および役割分担が必要である。 【今後の対応】 地域における中学生の休日活動を持続可能なものとするため、部活動指導員について、地域人材を中心とした人材の確保に努める。 各競技団体と連携し、拠点型活動の実施拡充を行う。 総合型地域スポーツクラブとの連携を拡充し、連携中学校においては休日の活動は全面的に移行する。 令和8年度の休日の部活動の地域移行に向けて、コンサルタント業者へ部活動に係る調査を依頼し、その結果を受けて、四日市市部活動在り方検討会で本市の状況に応じた部活動の地域移行について議論する。	指導課
4 チーム学校推進について ※推進計画事業	【概要】 いじめ、不登校、発達障害、家庭環境など子どもをめぐる多様な問題が学校で発生している中、教職員がSSW、SC、SL等専門的なスタッフと連携しながら「チーム学校」として課題解決に向けた取り組みの充実を図り、早期かつ継続的な対応を実現する。 【課題】 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が増えている。 いじめの認知件数や重大事態件数ともに全国的に増加しており、本市においても例外ではない。 【今後の対応】 学校だけでは解決が難しい事案に対して、新たに学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家が参画する体制の整備等を通じた学校問題解決のための支援体制を整え、効果的な取り組みを推進する。 いじめの早期発見のためのアセスメント、いじめ予防に関する教育の創造、SNS相談アプリの効果的な活用について、スタンバイ株式会社と連携協力の協定を結び、調査研究を行う。 チーム学校としての組織的対応が可能となるよう、引き続きスクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）、スクールロイヤー（SL）の配置拡充に努める。	指導課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 四日市市GIGAスクール構想の推進	【概要】 GIGAスクール構想で導入した、児童生徒1人1台タブレット端末の5年間のリース期間が、早いものでは令和6年8月には終了する。これらはリース延長を行うが、令和7年度末にはすべての端末のリース期間が終了する。従って令和8年度4月には新しい端末を導入する必要がある。 【課題】 今後、さらにGIGAスクール構想推進のために適した端末のOS（Windows, iOS, ChromeOS）としていずれを選択するか、リースか購入のどちらで導入するのが良いか等の検討が必要である。文部科学省は県単位での共同調達を補助条件にしているので、県や他市町との連携が必要となってくる。 【今後の対応】 令和6年度に学校の管理職や教員代表、教委各課代表等で構成する検討委員会を立ち上げ、機種や授業支援ソフトの選定等の検討をおこなう。 また県との連携を密に行っていく。	教育支援課
2 インクルーシブ教育推進事業 ※推進計画事業	【概要】 障害等があっても合理的配慮のもとでともに学ぶというインクルーシブ教育の推進に向け、サポートルームの充実、特別支援教育支援員・介助員や医療的ケアサポーターの適正配置、特別支援教育コーディネーターの活動充実を図る。 【課題】 合理的配慮の提供、その基礎となる学びの場や環境の整備を行うとともに、多様な教育的ニーズに対して支援を行うために、医療的ケアサポーターをはじめとする人員の安定的確保について、体制整備を行う必要がある。また、今後のインクルーシブ教育を担っていく人材育成に長期的に取り組む必要がある。 【今後の対応】 特別支援教育支援員・介助員・医療的ケアサポーターの適正配置を行うために安定的に人員を確保する。 インクルーシブ教育を担う人材育成のすそ野を広げるため、基礎的な内容からはじめる特別支援教育スキルアップ研修を実施する。 多様な教育的ニーズに応える学びの場の充実のため、サポートルームの増設を行う。	教育支援課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 登校サポートセンターを核とした不登校対策の充実 ※推進計画事業	【概要】 不登校対策の核となる登校サポートセンターにおいて、相談・支援や訪問支援（アウトリーチ）を実施し、不登校児童生徒の社会的自立を支援する。また、市内中学校に校内ふれあい教室を設置し、専任教員を配置する。	教育支援課
	【課題】 不登校リスク群及び不登校児童生徒に、「チーム学校」による支援を実施できる校内体制の確立を行っていく必要がある。 校内外における居場所と学習機会の保障が必要である。 ひきこもりの予防として、中学卒業時に進路決定ができる進路指導を継続していく必要がある。また、卒業後の他部局との連携を強化する必要がある。	
	【今後の対応】 中学校18校（新規4校）に設置した校内ふれあい教室の効果検証を行い、更なる拡充（R7年度全校配置）及び充実を目指す。 登校サポートセンターにつながりにくい児童生徒を対象に、訪問支援（アウトリーチ）を行い、登校サポートセンターなどに接続していく。 学校外の居場所や学習機会の場として、フリースクールや地域の居場所との連携を検討していく。 小中学校の在学中から、不登校児童生徒を関係機関につなげる体制づくりを促進する。	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 メディア・リテラシー 養成を通じた人権 教育の推進 ※推進計画事業	【概要】 ・インターネットや各種メディアから得られる様々な情報を正しく見分け、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシーの養成を通じた人権教育を推進する。インターネット上で発生するいじめや差別などの人権侵害を解消するため、人権の視点からインターネット上の情報の特性を理解し、自他の人権に十分配慮することのできる子どもの育成を目指す。（四日市市総合計画 重点的横断戦略プランに基づく推進計画事業） ・令和5年度は、教職員向け研修（学校人権教育リーダー育成研修会）、全小中学校小3・中2の各学級における外部講師による授業の実施、啓発リーフレット（小・中）の配布を行った。 【課題】 ・出前授業について、小3・中2を対象にクラス単位での授業を行うに当たり、教職員の授業への積極的かつ継続的な関わりを促し、また、授業後のフォローアップについて支援する必要がある。 ・今後、出前授業に加え、教職員によるメディア・リテラシー養成を通じた人権教育の実施を支援していくため、指導資料等を作成する必要がある。 ・令和5年度四日市市同和行政推進審議会（総務部所管）において、現代の部落問題の解決を図るうえで、インターネット上で散見される誤情報や偏見、差別事象に対策することが重要であり、そのための検討部会を審議会内に設置する必要があるとの意見が出ている。 【今後の対応】 ・外部講師による出前授業及び教職員研修を継続する。 ・当課が主催する人権教育リーダー育成研修を通し、メディア・リテラシーと人権に関する指導事例の充実を図ることにより、指導資料等の作成につなげていく。 ・啓発リーフレットについて、メディア・リテラシーと人権についてより考えを深められる内容とするよう見直しを検討する。	人権・同和 教育課
2 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)に基づく教育活動の推進	【概要】 こども基本法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念に基づき、教育活動全般において人権尊重の視点に立った取組を行う。 【課題】 ・人権尊重の視点に立った教育活動を展開するにあたり、教職員が条約や法令の趣旨について正しく理解する必要がある。 ・令和5年度四日市市人権施策推進懇話会において、人権問題に関する教職員意識調査の結果も踏まえ、さらなる理解促進に努めるよう意見があった。 【今後の対応】 ・こども基本法や児童の権利に関する条約について、教職員向け研修会や研修動画の充実を図るとともに、学校への訪問等の機会を活用して周知・啓発に努める。また、法や条約の趣旨を教育活動に活かせるよう指導・助言を行う。	人権・同和 教育課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 地域と学校の連携・協働体制構築事業 (県補助事業)	【概要】（事業費：国1/3、県1/3、市1/3） 各中学校区の「子ども支援ネットワーク委員会（学校支援地域本部）」が行う『地域子ども教室』等を支援する。退職教職員や学生などの地域住民等が、学校や地域で放課後や長期休業中に学習を支援することにより、教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの基礎学力の定着・向上を図る。 <事業実施地域（中学校区）> 西笹川(H26年度～)・三重平(H27年度～)・中部(H28年度～)・大池(H29年度～)・楠(R1年度～)・三滝(R2年度～)・朝明(R3年度～) 【課題】 ・各地域での取組を持続していけるよう、学習支援員や運営協力者の確保に引き続き取り組んでいく必要がある。 ・財源である国・県の補助金要件が、学習支援を中心とした地域協働から、地域の力を活用した働き方改革や、コミュニティスクールの諸活動を重視する内容に遷移しており、県予算配分にも影響している。これまでの本事業の展開の経緯をふまえて、補助要件との整合を図るなど、事業の継続に向けて検討する必要がある。 ・子どもの放課後の居場所づくりに関連して、本事業の持つ一側面が議会等で注目され、質問や照会を受ける場合があるが、「教育的に不利な環境にある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図り、学習習慣の定着、基礎学力の向上を支援する」ために開始された本事業とは、対象や目的が異なるため、現状の事業をそのまま活用することは難しい。放課後の居場所についての需要・関心が高まっていることに対応し、こども未来部等と協議しながら、実施体制も含めて新たな施策の構築を検討していく必要がある。 【今後の対応】 ・各地域の地域コーディネーター等を中心として学校と協働し、より持続可能な取組になるよう支援を継続する。また、地域スタッフの確保のため、退職教職員や県内の大学に対し、募集案内の配付や担当者への事業内容の説明を引き続き行う。 ・補助事業にかかる文部科学省等の今後の動向を注視し、本事業が安定的に継続できるよう三重県に事業費補助の継続・増強を要望していく。 ・他施策の活用の検討について、こども未来部の「子ども食堂等支援事業費補助金」など学習支援事業も対象となる支援情報を収集し、各実施主体のニーズを計りながら、他部局との情報共有を図り、さまざまな施策の活用を提案していく。	人権・同和教育課

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 新図書館を含む中心市街地拠点施設整備事業について ※推進計画事業	【概要】 現在、新図書館を含む複合的な中心市街地拠点施設が近鉄グループの計画する建物内に組み入れられることについて政策推進課を中心に協議を進めている。令和5年度は基本設計を進めていたが、当初の予定より遅れているため、令和5年度予算は明許繰越を行ったところである。 【課題】 概算工事費等の合意が得られ市と近鉄グループとの確認書が交わされたら、次の段階の実施設設計の完成に向け、ゾーニング、導入機器、家具等の検討を進めていく必要がある。 図書館としては、令和5年度に実施したワークショップ等で出された意見を、なるべく多く諸室等に反映できるよう努めていくことが必要である。 あわせて、新図書館について、市民の皆さんに一層興味関心を持ってもらうための働きかけを考える必要がある。 【今後の対応】 令和5年度の受託業者と引き続き協議を重ね、ゾーニング、導入機器等の検討を進めるとともに、四日市らしさを演出できる新図書館を目指して、各種検討を進める。	図書館
2 自動車文庫について	【概要】 2台の移動図書館車で毎月91か所の駐車場を巡回している。現在の移動図書館車は、それぞれ運行から19年と16年を経過している。 【課題】 車両の老朽化が著しいため、令和6年度予算で1台更新する予定である。もう1台の車両も老朽化が著しいため、車両更新の検討が必要である。 小学校に年に数回派遣しているが、移動図書館車のサイズが大きく、訪問を断念することがある。 高齢化等の理由で利用者が減少している駐車場があったり、運行スケジュールの都合で、悪天候時に運休すると代替日を設定できなかったりという現状がある。また、最終運行が15時ごろのため、小学生や共働き世帯等は自動車文庫を利用すること自体が難しい。 【今後の対応】 アウトリーチサービスの拡充のため、移動図書館車の更新を考えていく。その際、車のサイズ、台数について検討を進めていく。 また、現在の公会所、公園等の駐車場の見直しを図るとともに、大型スーパー、子育て支援施設、学童保育所、高齢者施設等へのサービスの展開の可能性について検討する。	図書館

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
3 図書管理システムの更新とICタグの導入	【概要】 図書資料の貸出や検索、蔵書管理等を行う図書管理システムは、市立図書館、あさけプラザ図書館、楠交流会館図書室、四日市公害と環境未来館の4館で使用し、ネットワークを構築している。現行システムの契約が令和7年2月に終了するため、今年度はシステム及び機器の更新を行う。	図書館
	【課題】 次期システムについて、現図書館と新図書館では必要な機器の台数が異なるため、従来通り契約年数を5年とし契約途中で機器数を増設するか、新図書館のタイミングで新システムとなるよう契約年数を短く設定する必要がある。 また、利用者の利便性向上と、業務の所要時間削減による利用者へのサービス向上のために、ICタグ及び対応機器の導入検討が必要である。	
	【今後の対応】 新図書館開館時に、すべての機器を最適なものに更新できるよう、今回の更新は3年契約とする。 また、複数のメーカーからICタグと機器について聞き取りを行い、現状で一番良いサービスが提供できるよう進めていく。 4月 業者からヒアリング 5月 ICタグ貼付及びエンコード(図書情報の書き込み)作業の入札 7月 新システムのプロポーザル 8月～ システムの四日市市用のカスタマイズ作業等 2月 新システムへの入れ替え	

令和6年度教育委員会主要課題

事 項	内 容	担当課
1 天文系の業務見直しについて	【概要】 プラネタリウムの事業は、利用者のニーズに応じて展開してきた結果、仕事が多岐にわたり拡大している。また、高度のスキルを持つ職員に特定の業務が集中している。 【課題】 市民サービスの提供が職員体制に左右される恐れがあるとともに、限られた時間や予算の効率的な活用といったコストパフォーマンスにおいても低下傾向がみられる。また、老朽化してきたきら号の更新についても検討を行う必要がある。 【今後の対応】 投映番組の種類や回数を見直すことや、投映番組、観望会等の解説シナリオの作成等で、職員体制の変化にも対応できる業務内容とする。それらに加え、きら号観望会の外部委託など業務の統廃合や手法の見直しを行い、令和7年度以降の効率的な市民サービスに努める。	博物館
2 市史資料庫の今後について	【概要】 中央緑地公園に隣接する市史資料庫は、内部資料の移転を前提に、資料の大部分を占める古文書資料のデジタルデータ化を進め、令和4年度に完了した。 【課題】 市史資料として残すべき図書資料等の移転先の検討が必要である。 【今後の対応】 資料の移転先の検討を優先に取り組む。	博物館
3 改正博物館法施行に伴う登録博物館への再登録について	【概要】 令和5年4月施行の改正博物館法により、現在の登録博物館は5年間の猶予期間のうちに、再度登録審査を受けることになる。 【課題】 登録博物館としての要件を満たすための、改正博物館法に謳われている博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究や、デジタルアーカイブ化や地域活力向上への寄与等を行う体制の整備が必要である。 【今後の対応】 博物館協議会において開館からの30年を総括し、今後の博物館のありかたを検討したうえで、令和7年度の再登録をめざす。また学芸員の継続的な採用を働きかけ、職員体制の充実を図る。	博物館

令和 6 年度教育委員会主要課題

事 項		内 容	担当課
4	施設設備改修について	【概要】 博物館の施設設備の安定的な継続使用のため、これまでアセットマネジメント計画や館独自の計画で改修や更新を行ってきた。市民サービスの低下を最小にするために計画的な改修を実施する。	博物館
		【課題】 開館以来30年を経過し、6年度には受電設備やエレベータの更新工事を4か月程度休館して実施する。	
		【今後の対応】 大規模改修の最終年。複数の工事を円滑に実施するとともに、休館期間中は、アウトリーチ活動を継続しながら展覧会の準備、プラネタリウム番組の制作を続ける。また、収蔵資料の調査研究を実施し、休館中のサービス低下を開館後の事業の充実につなげる。	